

○加東市居宅生活支援事業実施要綱

平成18年11月10日
告示第202号

(趣旨)

第1条 この告示は、加東市障害者等地域生活支援事業に関する規則(平成18年加東市規則第182号。以下「規則」という。)第3条第1項第5号及び第7号に規定する事業のうち障害者及びその家族の居宅生活を支援するための事業(以下「居宅生活支援事業」という。)を実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(平25告示27・一部改正)

(事業の内容等)

第2条 居宅生活支援事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第3条第1項第5号に規定する移動支援 屋外で移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行う外出のための支援
- (2) 規則第3条第1項第7号に規定する日中一時支援 障害者等の日中における活動の場の確保及び家族の就労支援並びに日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援

(平25告示27・一部改正)

(対象者)

第3条 前条第1号に規定する支援の対象者は、規則第2条に規定する者で、次に掲げるものとする。

- (1) 全身性障害者(児)
- (2) 視覚障害者(児)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第4項に規定する同行援護の対象となる者を除く。)
- (3) 知的障害者(児)
- (4) 精神障害者

2 前条第2号に規定する支援の対象者は、規則第2条に規定する者とする。

(平25告示27・平25告示32・一部改正)

(申請)

第4条 居宅生活支援事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者(以下「申請者」という。)は、居宅生活支援事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その必要性を検討し、速やかに利用の要否を決定し、居宅生活支援事業利用決定通知書兼月額負担上限決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、利用を決定した場合は、当該申請者(以下「利用者等」という。)に居宅生活支援事業受給者証(様式第3号)。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(平25告示27・一部改正)

(変更申請)

第6条 受給者証の記載内容について、利用者等が変更しようとするときは、居宅生活支援事業利用変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(平25告示27・一部改正)

(変更通知)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その要否について居宅生活支援事業利用変更決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(平25告示27・一部改正)

(利用の取消し)

第8条 市長は、次に該当する場合は、当該利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、居宅生活支援事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 利用者が、規則第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 利用者等が、利用の要否に係る調査に応じないとき。
- (4) 利用者等が利用に関し、虚偽の申請をしたとき。

2 前項の規定により利用を取り消した場合は、居宅生活支援事業利用決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。ただし、前項第2号の規定により取り消した場合は、この限りでない。

(平25告示27・一部改正)

(受給者証の再交付の申請)

第9条 利用者等は、受給者証を紛失又は破損した場合は、居宅生活支援事業受給者証再交付申請書(様式第7号)により再交付を申請するものとする。

(平25告示27・一部改正)

(給付費の支給)

第10条 市長は、利用者等が第2条に規定する支援を受けたときは、通常要する費用として、別表第1及び別表第2に定める報酬単位に厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)に規定する単価及び事業所の所在地に応じた地域区分の同行援護又は短期入所の割合をそれぞれ乗じて得た額(法第29条第1項の特定費用を除く。以下「報酬額」という。)の100分の90(障害者が生活保護受給者にあっては、100分の100)に相当する額を給付費として支払うものとする。

2 利用者等が同一の月に受けた法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の合計額から法第29条第1項の規定により支給する介護給付費又は訓練等給付費、法第30条第1項の規定により支給する特例介護給付費又は特例訓練等給付費及び法第76条の2第1項の規定により支給する高額障害福祉サービス等給付費の合計額を控除した額と報酬額から給付費を控除した額の合計額(以下「利用者負担合算額」という。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条で定める額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この同一の月における給付の額は、前項の規定による給付費と利用者負担合算額から政令第17条で定める額を控除した額の合計額とする。

(平23告示72・平25告示27・平25告示32・一部改正)

(加算の届出)

第11条 別表第2の送迎加算を算定しようとする事業者は、事前に日中一時支援事業に係る送迎加算に関する届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 法第36条の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている事業者で、都道府県知事等に対し、送迎加算に関する届出を行っているものが、別表第2の送迎加算を算定しようとするときは、前項の届出書に代えて、当該届出に係る書類の写しを市長に提出しなければならない。

(平25告示27・追加)

(代理受領)

第12条 規則第3条第3項の規定による代理受領を行う事業者は、居宅生活支援事業利用給付費請求書(様式第9号)に居宅生活支援利用実績記録票兼明細書(移動支援)(様式第10号)又は居宅生活支援利用実績記録票兼明細書(日中一時支援)(様式第11号)を添えて、市長に給付費の請求をするものとする。

2 給付費の支給は、事業者から利用実績があった月の翌月10日までに請求がなされた分について、翌々月末日までに行うものとする。

(平25告示27・旧第11条繰下・一部改正)

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平25告示27・旧第12条繰下)

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成21年5月18日告示第37号)

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成23年10月11日告示第72号)抄

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日告示第27号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の加東市居宅生活支援事業実施要綱の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則(平成25年3月29日告示第32号)抄
この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月10日告示第103号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の加東市居宅生活支援事業実施要綱の規定は、平成27年8月1日から適用する。

附 則(平成27年12月28日告示第125号)
この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第62号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第10条関係)

(平27告示103・全改)

移動支援に係る報酬単位

対象者	時間	報酬単位
障害者等が身体介護を伴う場合	30分未満	256単位
	30分以上1時間未満	405単位
	1時間以上1時間30分未満	589単位
	1時間30分以上2時間未満	672単位
	2時間以上2時間30分未満	755単位
	2時間30分以上3時間未満	839単位
	以後30分につき	83単位
障害者等が身体介護を伴わない場合	30分未満	105単位
	30分以上1時間未満	199単位
	1時間以上1時間30分未満	278単位
	以後30分につき	70単位
加算	早朝： 午前6時から午前8時まで	所定単位×25／100を加算
	夜間： 午後6時から午後10時まで	所定単位×25／100を加算
	深夜： 午後10時から午前6時まで	所定単位×50／100を加算
	2人派遣	市長が必要と認めた単位
利用者負担上限額管理加算	利用者から依頼を受けた事業者が、居宅生活支援事業に係る利用者負担額の調整事務を行った場合	150単位／月

別表第2(第10条関係)

(平27告示103・全改)

日中一時支援に係る報酬単位

	障害支援区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
--	--------	-------	------------	-------

障害者	区分6	223単位	446単位	669単位
	区分5	189単位	379単位	568単位
	区分4	156単位	313単位	469単位
	区分3	140単位	281単位	422単位
	区分2	123単位	246単位	369単位
	区分1	123単位	246単位	369単位
障害児	区分3	189単位	379単位	568単位
	区分2	148単位	297単位	446単位
	区分1	123単位	246単位	369単位
加算	食事提供体制加算	1日につき30単位	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表の第7第8項の注に規定する事業所が市民税非課税世帯及び市民税課税世帯のうち市民税所得割額が16万円(障害児の場合は28万円)未満の世帯に属する者に対し、食事の提供を行った場合に算定可	
	重度障害者支援加算	1日につき50単位	法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援の対象者となることのできる者であつて、受給者証に当該加算対象者である旨が記載されている者に対し支援を行った場合に算定可	
	送迎加算	片道186単位	事前に市長に対し、届出をしている事業者が利用者の送迎を実施した場合に算定可	
利用者負担上限額管理加算		利用者から依頼を受けた事業者が、居宅生活支援事業に係る利用者負担額の調整事務を行った場合		150単位／月

様式第1号(第4条関係)

(平25告示27・全改、平27告示125・一部改正)

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

加東市長様

居宅生活支援事業利用申請書

次のとおり申請します。

※申請者：障害者本人（利用者が18歳未満の場合はその保護者）

申 請 者	フリガナ	生年月日	年 月 日			
	氏名		電話番号			
居住地	〒			個人番号		
	フリガナ	生年月日	年 月 日			
支給申請に係る児童氏名		統柄				

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	
-----------	--	--------	--	---------------	--

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等			
	介護保険サービス	要介護認定 有・無	要介護状態区分 利用中のサービスの種類と内容等		

申請する内容	サービスの種類	事由（一月の利用時間、利用内容等）			
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）					
氏名		申請者との関係				
住所	〒	電話番号				
世帯員の個人番号	氏名	個人番号				

この申請に係る利用者負担上限月額認定のために必要があるときは、申請者及びその者と住民票を同じくする世帯全員について、市が以下の情報を調査することに同意します。

また、申告した内容に誤りがあった場合、決定時にさかのぼって再認定を受けます。

- ① 住民基本台帳情報、② 生活保護の受給の有無、③ 住民税等の課税状況、
④ 障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当・特別児童扶養手当の受給状況

【本人（申請者）同意欄】

氏　名

㊞

様式第2号(第5条関係)

(平25告示27・全改、平28告示62・一部改正)

様式第2号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

加東市長

印

居宅生活支援事業利用決定通知書兼月額負担上限決定通知書

居宅生活支援事業について下記のとおり決定します。

記

□次のとおり決定し、受給者証を交付します。

受給者証番号		利用決定障害者 (保護者) 氏名	
支給決定日		利用決定に係る 障害児氏名	
サービスの内容	支給決定内容	利用者負 担	有効期間
			～
			～
			～

				～
				～
障害区分		上限月額	障害程度区分	

特記事項 申請理由等	
---------------	--

□御申します。

理由

<不服申立て及び取消訴訟>

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に加東市長に対し審査請求することができます。(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができないなります。)

この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加東市を被告として(訴訟において加東市を代表する者は加東市長となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第6条関係)

(平25告示27・全改、平27告示125・一部改正)

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

加東市長 様

居宅生活支援事業利用変更申請書

次のとおり申請します。

*申請者：障害者本人（利用者が18歳未満の場合はその保護者）

申 請 者	フリガナ	生年月日	年 月 日											
	氏名													
	居住地	〒	個人番号											
フリガナ	支給申請に係る児童氏名	生年月日	年 月 日											
継柄														

サービス利用の状況	サービスの種類	支給決定内容	有効期間

申請する内容	サービスの種類	事由（時間の変更、サービスの追加等）
	<input type="checkbox"/>	

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）	
氏名	申請者との関係	
住所	〒	電話番号
世帯員の個人番号	氏名	個人番号

この申請に係る利用者負担上限月額認定のために必要があるときは、申請者及びその者と住民票を同じくする世帯全員について、市が以下の情報を調査することに同意します。

また、申告した内容に誤りがあった場合、決定時にさかのぼって再認定を受けます。

- ① 住民基本台帳情報、② 生活保護の受給の有無、③ 住民税等の課税状況、
④ 障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当・特別児童扶養手当の受給状況

【本人（申請者）同意欄】

氏　名

㊞

様式第5号(第7条関係)

(平25告示27・全改、平28告示62・一部改正)

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

加東市長

印

居宅生活支援事業利用変更決定通知書

居宅生活支援事業について下記のとおり決定します。

記

□次のとおり決定し、受給者証を交付します。

受給者証番号		利用決定障害者 (保護者) 氏名	
変更決定日		利用決定に係る 障害児氏名	
変更の内容	変更前		
	変更後		

□却下します。

理由

<不服申立て及び取消訴訟>

この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に加東市長に対し審査請求することができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができないなります。）

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内に、加東市を被告として(訴訟において加東市を代表する者は加東市長となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第8条関係)

(平25告示27・旧様式第7号繰上、平28告示62・一部改正)

様式第6号(第8条関係)

居宅生活支援事業利用決定取消通知書			
第 年 月 日			
様			
加東市長 印			
加東市居宅生活支援事業実施要綱により、下記のとおり利用決定を取り消しましたので通知します。			
記			
受給者証番号		利用決定障害者(保護者)氏名	
利用決定取消日		利用決定に係る障害児氏名	
取消理由			

※ 受給者証を加東市に返還してください。

返還期限 年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に加東市長に対し審査請求することができます。

2 また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、加東市を被告として(訴訟において加東市を代表する者は加東市長となります。)、提起することができます。(なお、決定を知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求を行った場合には、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

様式第7号(第9条関係)

(平25告示27・旧様式第8号繰上)

様式第7号(第9条関係)

居宅生活支援事業受給者証再交付申請書

加東市長様

年月日

受給者証の再交付について申請します。

受給者証番号			
--------	--	--	--

フリガナ 利用決定障害者 (保護者)氏名		生年 月日	年月日
----------------------------	--	----------	-----

フリガナ 利用決定に係る 障害児氏名	〒	電話番号	
		続柄	
		生年 月日	年月日

申請書提出者 フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
	本人と の関係		
住 所 〒	電話番号		

申請の理由	1 破損又は汚損 2 紛失 3 その他 具体的な状況		
-------	-------------------------------------	--	--

※従前使用していた受給者証を添付すること(紛失を除く。)。

様式第8号(第11条関係)

(平25告示27・追加)

様式第8号（第11条関係）

日中一時支援事業に係る送迎加算に関する届出書

年　月　日

加東市長　様

所在地（住所）

事業者名

代表者名

㊞

日中一時支援事業の送迎サービスに関し、下記のとおり届け出ます。

記

異動区分	①新規　②　変更　③　終了
異動年月日	年　月　日
変更の内容 (②変更の場合のみ)	

※異動年月日欄には、送迎サービスを開始（変更、終了）しようとする年月日を記入してください。

様式第9号(第12条関係)

(平25告示27・一部改正)

様式第9号(第12条関係)

居宅生活支援事業利用給付費請求書						
加東市長様						
請求金額	十億	百万	千	円		
内訳	年	月	分			
	請求費名			明細書件数	金額	
	合計					
上記のとおり請求します。				年 月 日		
事業所番号						
請求事業者	住 所 (所在地)	〒				
	電話番号					
	名 称	㊞				
	職・氏名					

様式第10号(第12条関係)

(平25告示27・全改)

様式第10号（第12条関係）

給付費請求額明細書			
サービス内容	単位数	回数	サービス単位数

地域区分	地域単価 (②)	サービス単位数合計 (①)	
総費用額 (サービス単位数合計①×地域単価②) 【小数点以下切捨】 (③)			
給付率に基づく利用者負担額 (総費用額③×0.10) 【小数点以下切上】 (④)			
決定負担額 (利用者負担上限額④と給付率に基づく利用者負担額④の小さいもの) (⑤)			
市請求額 (総費用額③-決定負担額⑤)			

様式第11号(第12条関係)
 (平25告示27・追加)

様式第11号（第12条関係）

年	月分	居宅生活支援利用実績記録票兼明細書(日中一時支援)						枚 中	枚 目	
受給者記 番 号							支給決定 障害者氏名 (児童氏名)	事業所番号		
契約 支給量	日／月	障害 区分	者 ・ 児	食事提供 加算有無	有 ・ 無	事業者及び その事業所 の名称				
利用者負担上限額				重度障害 者支援加 算有無	有 ・ 無		送迎加算届出有無		有 ・ 無	
④ 円										
日付	曜日	利用実績時間			算定時間数 時間	食事 加算	送迎加算		サービス 提供者印	利用者 確認印
		開始時間	終了時間	時間			往	復		
		:	:							
		:	:							
		:	:							
		:	:							
		:	:							
		:	:							
		:	:							
		:	:							
		:	:							
		:	:							
合計										

給付費請求額明細書

サービス内容	単位数	回数	サービス単位数
重度障害者支援加算	50		
食事提供体制加算	42		
送迎加算	186		
地域区分	地域単価(②)	サービス単位数合計(①)	
総費用額(サービス単位数合計①×地域単価②)【小数点以下切捨】(③)			
給付率に基づく利用者負担額(総費用額③×0.10)【小数点以下切上】(④)			
決定負担額(利用者負担上限額④と給付率に基づく利用者負担額④の小さいもの)(⑤)			
市請求額(総費用額③-決定負担額⑤)			